



マイナンバーカード を作っちゃおう！！

申請方法は、スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

やり方が分からない方は、役場住民課で申請できます。手続き時間は5分程度！

写真撮影から申請まで全部住民課職員が行います。もちろん無料！ご家族揃ってお越しください。

平日にご都合が悪い方のために、休日受付窓口を開設しています。

赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員申請しにお越しください。

6月の休日申請受付・交付窓口

とき 6月25日(日)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数により、長時間の待ち時間が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。来庁者の混雑状況により準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びする場合があります。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※1)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、申込の支援窓口を開いています。詳しくはお問合せください。マイナポイントの申込期限は9月末までです。

マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます。)

最大**5,000円分** ※2

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(令和4年6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)

7,500円分

公金受取口座の登録を行った方(令和4年6月29日以前に登録を行った方も含みます)

7,500円分

※1 QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

※2 令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

最新の情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

役場 総務課 内線153

総務省マイナポイント事業ホームページ

URL <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

